

きよせ市民まつり2026 出店要領

1 開催日時及び会場

- (1) 日 時 令和8年10月18日(日) 午前10時 ~ 午後4時
- (2) 会 場 けやき通り(西友清瀬店前から志木街道まで)

2 参加申込みの受付期間

令和8年7月15日(水) ~ 令和8年7月31日(金)

3 出店の資格

次のいずれかに該当する団体等とする。但し、暴力団員等又は反社会的勢力に該当する団体、特定の宗教及び政治活動、宣伝又はそれらを連想させる出店、公序良俗に反する出店は出来ないものとする。なお、内容が不適切ときよせ市民まつり実行委員長が認めた場合には出店を断る場合がある。

- (1) 清瀬市内の商店会または業種組合の団体
- (2) 清瀬商工会の会員となっている店舗等の事業所
- (3) 清瀬市内に在住する方、または所在する市民団体等
- (4) きよせ市民まつり実行委員会が、特別に出店参加を承認する団体

4 出店の条件

- (1) 出店者は原則として、まつりの演出に協力すること。
- (2) 出店者は出店に当たり、その権利等を他の者へ委譲又は委任してはならない。
- (3) 全ての出店者は店の前に分別のごみ箱を設置し、出店者が全て持ち帰ること。なお、出店者が出したごみも持ち帰ること。
- (4) 会場内の安全確保のために実行委員会から指示を受けたことは必ず守ること。
- (5) レジ袋の提供については、出店者に任せる。
- (6) マイバッグ運動・ごみの削減(必要最小限の容器等)に協力すること。
- (7) 会場内外の既存施設等を損傷した場合、出店者の責任で原状回復すること。
- (8) 賞味期限や衛生管理には十分注意し、食中毒などが発生した場合は、出店者が責任を負うものとする。
- (9) 出店者はきよせ市民まつり実行委員会が実施するキャンペーン特典「会場内で使える100円券」の取り扱いに同意すること。

5 取扱品目と取扱容器

- (1) 取扱品目は、別添「行事において簡易な施設で食品を提供する皆さんへ～臨時出店について～」(東京都福祉保健局)に準拠する。
- (2) 出店1テントあたり取扱品目は原則1品目までとする。複数品目を出品する際は、1品目に対し責任者1名を必ず設置し、安全面を十分確保(仕切り、手洗い等衛生に徹底)できる場合のみとする。
- (3) 食品等の販売で使用する容器は、リサイクル可能な容器(プラスチック、発泡トレ

イ等)、又は可燃性容器(紙トレイ、油紙等)に限る。

(4) エアガン等、取扱いに年齢制限のある玩具の販売等は禁止する。

※ 規定以外の容器の使用やその他の違反が認められた場合、販売行為を取りやめる。

6 出店にかかわる費用負担

(1) 出店料

市民まつり運営費用として、出店者は下表の料金を負担する。出店料は出店者説明会で徴収する。

区 分	項 目	内 容	金 額
基本料金	1セット	テント1張・机2台・椅子2脚	26,000円
追加料金	机	1台	3,500円
	椅子	1脚	1,000円
	アルコール販売(1テントにつき)		3,000円

(2) キャンセル料

ア 自己都合による、キャンセルはいかなる場合においても返金しない。

イ 荒天等のため中止となった場合、出店料の返金を行わない。

(3) 免除対象(次のいずれかに該当すること)

ア 官公庁

イ きよせ市民まつり実行委員会が、出店参加を要請する団体

ウ きよせ市民まつり実行委員会が、特別に免除について承認する団体

(4) 減免対象(次のいずれかに該当すること)※テント代等の実費相当分のみ負担する。

ア 物品販売を行わず、啓発活動(※1)を目的とする団体

(※1) きよせ市民まつり実行委員会が認める活動に限る。

イ きよせ市民まつり実行委員会が、特別に減免について承認する団体

7 参加申込みの方法

(1) 「出店参加申込書」の提出

「出店参加申込書」は市ホームページからダウンロード、又は清瀬商工会及び清瀬市役所で配布。

(2) 出店参加申込書記入時の注意

「出店参加申込書」の裏面に以下の項目を記載する。

ア 「清掃責任者」欄には、出店にかかわる清掃や会場周辺の整理担当者を1名記入する。

イ 食品を取り扱う場合は1品目につき「行事における臨時出店届」を2部記入する。

ウ 食品の取扱品目については、事前に保健所の確認があるため、8月14日(金)以後の変更は一切できない。市民まつり当日、保健所が取扱品目及び設備等を検査する。

オ 「アルコール販売」欄に「有り」と記入した場合は、追加料金を支払う。

- カ 「駐車場の使用希望」欄について、搬送用に車が必要な場合のみ「希望する」に○印を記入する。ただし、使用可能な車両は1テントにつき1台とする。
- キ 「テントの希望数」の欄については、1セット（テント1張・机2台・椅子2脚）を単位とし、1出店者につき2セットを限度とする。2セットを希望する出店者の出店場所は実行委員会が指定する。
- ク 基本セット以上に必要な場合は、それぞれ追加希望数を記入し、追加数に応じた追加料金を支払う。
- ケ 火気器具等（発電機、蓄電池、電磁調理器も含む）を使用する店舗は、市民まつり当日、消防署が検査をする。また、別添え「火気等チェックリスト」を活用して火気設備等を設置し、このチェックリストは消防検査の際に店舗内に備えておく。
- コ 火気器具等（発電機、蓄電池、電磁調理器も含む）を使用する店舗は、店舗ごとに1本の業務用消火器（使用期限が切れていないもの。家庭用は不可）を準備し、すぐに使用できる場所に設置する。また、火気設備の周囲に可燃物は置かない（周囲15cm（固体燃料30cm） 上方1m）。なお、消火器は各自で用意をする。
- サ 持ち込むLPGボンベ等は必ず転倒防止する。
- シ コンセントの用意はない。
- ス 電気設備はカセットボンベ式の発電機又はポータブル蓄電池のみ使用可とし、液体燃料（ガソリン、灯油、軽油等）を使用する発電機は使用を禁止する。なお、電気製品はPSEマークが記載されているものに限る。

(4) 申し込みに必要なもの

- ア 出店参加申込書
- イ 代表者、出店責任者、取扱品目責任者の「顔写真付き身分証明書（※2）の写し」又は「保険証と住民票の写し」
- （※2）運転免許証又はマイナンバーカード（個人番号は見えないようにすること）
- ウ 食品を取り扱う場合は1品目につき「行事における臨時出店届」2部
- エ 本年度の累計出店日数が6日以上の場合は「営業許可証の写し」

(5) 申込み先

清瀬商工会へ持参

清瀬市元町1-2-11 アミュー5階 平日9時~12時/13時~16時30分

8 出店の可否について

(1) 出店の可否についてはメールまたは電話により通知する。

(2) 出店者の抽選

- ア 出店許容数を越える申込みがあった場合、本要領3項「出店の資格」の(3)[市内に在住する方、または所在する市民団体等]を対象として、出店者説明会時に抽選を行う。
- イ 抽選を行う際は、8月3日以降に事務局から電話又はメールで連絡する。
- ウ 参加者：抽選会に参加するものは出店者の代表者又は代理の者とする。
- ※抽選に参加できない団体は、出店を不可とする。**

9 出店者説明会

令和8年8月27日（木） 14時00分から

本庁舎4階 研修室1・2・3

※駐車場が満車の場合があるため、出来る限り公共交通機関を利用すること。

10 出店場所の選定方法について

出店場所はA・B・Cブロックの指定場所の中から抽選とする。

出店者説明会の後、申込順に番号くじを引き、出店場所を決める。

なお、市民まつり実行委員会関係や本部等、予め場所が決まっている出店もある。

また、出店者協賛をいただいた出店者は優先的に出店場所を指定できる。

※抽選に参加できない団体は事務局が出店場所を指定する。

11 きよせ市民まつり実行委員会が実施するキャンペーン特典「会場内で使える100円券」について

(1) きよせ市民まつり実行委員会が実施するキャンペーン等により配布する「会場内で使える100円券」については、会場内で100円分の利用券として取り扱うものとする。

(2) 出店者は、本券を使用した来場者に対し、100円分として利用できるよう対応すること。

(3) 出店者が回収した本券は、当日本部テントにて枚数分を現金で精算する。

(4) 精算は原則として当日中に、きよせ市民まつり実行委員会本部テントに本券を提出することで行うものとする。

※後日の精算はできませんのでご了承ください。

12 暴力団員等又は反社会的勢力について

清瀬市契約における暴力団等排除措置条例の規定に準じ、出店に関しての情報を警察に照会する場合がある。

13 開催中止について

原則として雨天決行とする。

荒天の場合は中止とし、順延はしない。中止については、実行委員会会長が判断し、開催当日午前8時までに市HPへ掲載し、各出店責任者への連絡を順次行う。

14 問合せ先

きよせ市民まつり実行委員会事務局

住所：清瀬市元町1-2-11 アミュー5階 清瀬商工会事務局内

電話：042(491)6648